

議案第26号

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成27年2月24日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

平成27年4月から中央図書館長については、民間から登用できるようにするため、報酬額等を定めるもの。

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表社会教育委員の項の次に次のように加える。

中央図書館長	月額	204,000	7級
--------	----	---------	----

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。